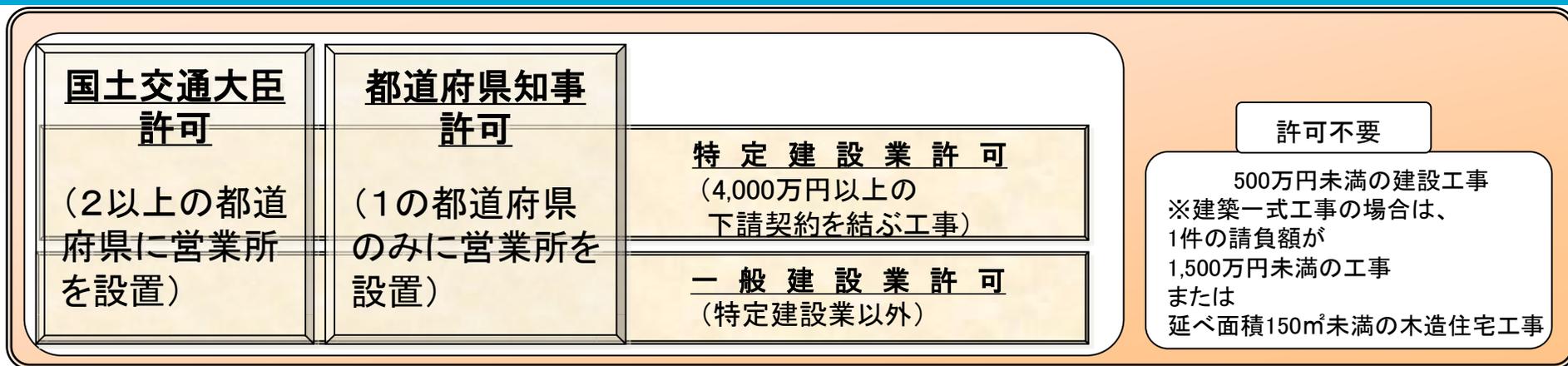


# 建設業許可

---



## 建設業許可の基準

主に次の5つの基準について許可行政庁で審査

(基準①『経營業務の管理責任者』基準)

経営陣に一名以上の経営経験者が配置されていること

(基準②『財産的基礎・金銭的信用』基準)

一定水準以上の財務状態であること

(基準③『営業所専任技術者』基準)

営業所への技術者の専任配置義務

(基準④『適格性』基準)

他法令違反者等の排除

(基準⑤『欠格』基準)

暴力団等の排除

## 建設工事の種類(29業種)

土木工事業、建築工事業の2種類の『一式工事業』(総合的な企画、指導、調整のもと工作物を建設する工事)

- ・大工工事業・左官工事業 ・とび・土工・コンクリート工事業 ・石工事業 ・屋根工事業 ・電気工事業・管工事業
- ・タイル、れんが、ブロック工事業 ・鋼構造物工事業 ・鉄筋工事業 ・舗装工事業 ・しゅんせつ工事業 ・板金工事業
- ・ガラス工事業 ・塗装工事業 ・防水工事業 ・内装仕上工事業 ・機械器具設置工事業 ・熱絶縁工事業
- ・電気通信工事業 ・造園工事業 ・さく井工事業 ・建具工事業 ・水道施設工事業 ・消防施設工事業 ・清掃施設工事業
- ・解体工事業(H28.6新設)の27業種の『専門工事業』

## 特定建設業許可業者における業務規制

- ・許可基準の強化(営業所に置く技術者の要件、財産的基礎の要件)
- ・下請代金の支払期日の規制(50日)と遅延利息
- ・下請代金の支払方法の制限(割引困難手形交付の禁止)
- ・施工体制台帳、施工体系図の作成など
- ・下請業者の指導、違反是正、許可行政庁への通報
- ・工事現場への監理技術者の設置 等